# 災害時等における『ふくし』支援体制の強化に関する連携協定書

社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）、青森県（以下「乙」という。）、青森県社会福祉法人経営者協議会（以下「丙」という。）、青森県市町村社会福祉協議会連絡会（以下「丁」という。）及び日本赤十字社青森県支部（以下「戊」という。）は、県民の『ふくし（ふだんの　くらしの　しあわせ）』を守るため、甲が「あおもり『みんなの』防災ふくしセンター」（以下「センター」という。）を設置して多様な主体のつながりづくりを支援するネットワークの構築に取り組み、乙、丙、丁及び戊がこれを支援することにより、災害時等における『ふくし』支援体制の強化と防災・減災に強い地域づくりを推進することを目指し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

**（目的）**

第１条　本協定は、甲が設置するセンターを中核として、行政、社会福祉協議会、社会福祉法人、ボランティア、NPO、民間企業・団体等の多様な主体のつながりづくりを支援するネットワークを構築し、平時から、災害の発生時及びその復旧・復興の時期（以下「災害時等」という。）に至るまで切れ目のない『ふくし』支援体制の強化を図るとともに、防災・減災に強い地域づくりを推進することを目的とする。

**（基本方針）**

第２条　甲、乙、丙、丁及び戊（以下「協定団体」という。）は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、相互に連携し、及び協働して取り組むものとする。

（１）官・民・福の協働による、県民の『ふくし』を守る支援体制づくり

（２）平時からの顔の見える関係づくりによる、災害時等に機能するつながりの構築

（３）要配慮者をはじめ誰一人取り残さない『ふくし』支援の実現

（４）地域づくりを通じた防災・減災に強い青森県の実現

**（センターの設置及び平時の取組）**

第３条　甲は、センターを設置し、平時から多様な主体のつながりづくりを支援するネットワークの構築に取り組むとともに、その運営に係る事務局機能を担うものとする。

２　甲は、センターにおいて、平時から次に掲げる取組を行う。

（１）あおもり『みんなの』防災ネットワーク協議会の設置及び運営による多様な主体の参画促進

（２）災害ボランティア、青森県災害福祉支援チーム（青森 DWAT）その他の『ふくし』支援を担う人材の育成に係る研修及び訓練

（３）防災ふくし教育その他の地域づくりの推進

（４）社会福祉法人相互連携体制の構築

（５）その他ネットワークの構築及び『ふくし』支援体制の強化に必要な取組

（甲の取組に対する支援）

第４条　乙、丙、丁及び戊は、前条に規定する甲の取組に対し、それぞれの立場、機能及び有する資源に応じ、積極的かつ主体的に支援し、及び協力するものとする。

２　乙、丙、丁及び戊は、前項の支援として、あおもり『みんなの』防災ネットワーク協議会その他センターが実施する研修、訓練等の取組に参画するとともに、それぞれの関係機関、団体及び構成員への働きかけを通じて、ネットワークの拡充に努めるものとする。

（災害時等における連携）

第５条　協定団体は、災害時等において、平時から築いたつながりを生かし、被災の状況及び支援ニーズに応じて、それぞれが有する人材、施設、情報、専門性その他の資源を持ち寄り、相互に緊密に連携して『ふくし』支援に取り組むものとする。

（地域づくりの推進）

第６条　協定団体は、本協定に基づく取組を通じて、多様な主体が相互に連携し、平時から災害時等に至るまで切れ目のない『ふくし』支援が行われる地域づくりを推進するものとする。

（情報共有）

第７条　協定団体は、個人情報の保護その他関係法令に配慮しつつ、平時及び災害時等を通じて『ふくし』支援に必要な情報について、センターを通じて相互に共有し、支援の円滑化を図るものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和９年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する日の１か月前までに、協定団体のいずれからも書面による申出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して１年間、同一の条件により本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、協定団体が協議して定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書５通を作成し、協定団体は、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。